

大和市図書館資料リサイクル等実施要領

この要領は、情報資源の有効活用を図り環境へ配慮する趣旨から、大和市立図書館（以下、「図書館」という。）において実施する図書館資料のリサイクルに関わる事業等について必要な事項を定める。

1. 事業等の内容

事業等の内容はリサイクルブックフェアを実施するものとする。

- ①リサイクルブックフェア（以下、「フェア」という。）では、図書館で除籍手続きを経て不要とした資料を、対象となる個人又は団体に無償で提供する。
- ②フェアの対象及び実施時期等については、図書館長が別に定める。
- ③フェアの実施にあたっては、団体に対し資料を優先的に譲渡することができるように配慮する。

2. その他

- (1) この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日より施行する。